

一括交付金に係る地方ヒアリングにおける意見の整理

I 制度化の検討にあたっての意見

- ・ 一括交付金化は、地方の自由度が拡大することにつながることを前提に、方向性を理解。
[知事会、市長会、町村会]
- ・ これまでの交付金改革は、従来より自由度が高まり、使い勝手が良くなったが、一方で、各
部局との調整がある、メニューが細分化されている等、さらなる改善の余地あり。
[知事会、市長会、町村会]
- ・ 「三位一体の改革」の二の舞になるとの懸念あり。一括交付金化が一方的な国の財源捻出
の手段としないこと。結果的に単なる地方財源の削減とならないようにすること。[知事会、
市長会、町村会]
- ・ 一括交付金化によって、国と地方の役割分担に応じた本格的な税源移譲や地方交付税の
充実・強化等の議論を後退させないこと。[知事会、市長会、町村会]
- ・ 段階実施の工程など具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分踏まえるとともに、
「国と地方の協議の場」において協議すること。[知事会、市長会、町村会]
また、地方との合意形成を最優先し、期限を決めて拙速に取りまとめないこと。[市長会]

II 基本的論点に対する意見**1. 一括交付金の対象となる「ひも付き補助金」の範囲**

「一括交付金の制度化に向けた基本的論点」(第2回提出資料)

- 一括交付金の対象となる「ひも付き補助金」の範囲をどうするか。除くこととされている
「社会保障・義務教育関係」について、経常と投資、経常を現金給付・保険・サービス給
付に分類し、除く範囲を整理してはどうか。
- 災害復旧のように臨時巨額の財政負担に対するものや、防衛施設に関する交付金など
について、どうするか。

- ・ 実質的な地方の自主財源に転換するものであること。地方の自由裁量拡大に寄与しない補
助金等は、対象としないこと。[知事会]
 - － 対象としては、社会保障関係補助金(0.4 兆円)、文教・科学振興関係補助金(0.3 兆
円)、公共事業関係(3.1 兆円)、その他補助金(0.6 兆円)の一部を議論のベースとして、
一つ一つ補助金ごとに、精査していくことが必要。
 - － 現金給付・保険について、対象外とすること。
 - － サービスと投資を厳格に分けて考える必要があるかどうかは検討が必要。
- ・ 基地交付金・調整交付金など国家補償的性格を有するもの、電源立地地域対策交付金な
ど特定地域の特別の事情によるものは対象外とすること。[町村会]

2. 一括交付金の制度設計

(1) 一括交付金の括り方

「一括交付金の制度化に向けた基本的論点」(第2回提出資料)

- 一括交付金の括り方をどうするか。経常と投資、大まかな政策分野といった括り方をどう考えるか。

- ・ 省庁縦割りの弊害を排除するため、政策目的に応じた分野の括り方を工夫すること。
 - － 分野内の用途区分を設けないこと。 [知事会]
 - － 分野間の流用も一定程度認めること。
 - － 基盤整備、教育・人づくり、環境などのような括り方も一例となるのではないか。
- ・ 縦割りではなく、複数省庁をまたがった使い方ができるようにすること。 [知事会、市長会]

(2) 一括交付金の総額、配分

「一括交付金の制度化に向けた基本的論点」(第2回提出資料)

- 一括交付金の総額についてどのように設定するか。
- 一括交付金の地方団体への配分は、どのような仕組みとするか。
- 一括交付金の受け手として、都道府県、市町村を分けて考える必要があるか。

(総額)

- ・ 地方の意思を十分反映し、必要な予算総額を決定できる仕組みをつくり、計画的に実施する事業が滞りなく執行できる予算総額を確保すること。 [知事会、市長会]
- ・ 「国と地方の協議の場」で協議・決定すること。 [町村会]

(配分)

- ・ 客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。ただし、財政調整機能はあくまで地方交付税で措置すべき。 [知事会]
- ・ 地域間格差が拡大しないよう、財政力の弱い自治体に手厚く配分すること。 [町村会]
- ・ 基礎自治体(特に小規模自治体[町村会])は都道府県に比べ、投資的経費等により予算の凹凸が大きく、これへの対応を十分考慮すること。 [市長会]

(3) 地方の自由度の拡大と国の関わり

「一括交付金の制度化に向けた基本的論点」(第2回提出資料)

- 地方の自由度の拡大を図る際に、分野別の計画策定など国の事前関与を、どう考えるか。
- 一括交付金の活用状況などに対する事後評価について、どう考えるか。

- ・ 国による事前手続き等は極力簡素化するとともに、事後評価制度についてはしっかりとしたものを確立していくことが必要。 [知事会]
- ・ 評価については、本来は議会に公表することで足りるのではないか。国の関与が必要ということであれば、省庁で評価するのではなく、地方で情報公開を徹底させることが基本。 [市長会]
- ・ 計画策定を地方に義務付ける手法は、国の事前関与であり検討が必要。また、「補助金適正化法」の適用対象外とすることについて検討すること。 [町村会]